

大庭浄水場 非常用発電施設整備維持事業

業務要求水準書

令和4年4月

大阪広域水道企業団
大庭窪浄水場

目 次

1. 用語の定義	1
2. 適用	2
3. 業務内容	2
4. 事業期間	2
(1) 大庭浄水場 非常用発電施設整備工事.....	2
(2) 大庭浄水場 非常用発電施設維持管理業務.....	2
5. 基本条件	2
(1) 施設の立地条件	2
(2) 非常用発電施設	3
6. 整備工事及び維持管理業務の内容と業務水準	4
(1) 整備工事	4
(2) 維持管理業務	7
7. モニタリング	9
(1) 目的	9
(2) モニタリング方法	9
8. 業務遂行上の留意点	9
(1) 故障時の対応	9
(2) 業務要求水準書に記載されていない事項.....	9
(3) 法令、基準等の遵守	9
(4) 有資格者等の配置	10
(5) 環境への配慮	10
(6) 場内作業の安全対策	10
(7) その他	11
9. 資料一覧	12
資料-A リスク分担表.....	13
資料-B 補足仕様書.....	14
別紙1 庭窪3浄水場内作業心得.....	20
別紙2 庭窪浄水場安全協議会 会則.....	23

1. 用語の定義

本事業に使用する用語の定義は以下のとおりとする。

用語	定義
整備維持事業	非常用発電施設の整備工事及び維持管理業務の一切をいう。
監視制御設備	大庭浄水場中央管理室、庭窪浄水場中央管理室及び送水管理センターに設置している非常用発電設備の監視制御に必要な電気機器全ての総称をいう。
非常用発電設備	原動機、発電機本体及びこれらの運転に係る周辺補機全ての総称をいう。
非常用発電施設	非常用発電設備及び燃料タンクを含めた建屋、建築付帯設備全ての総称をいう。
変電設備	電力会社から受電した電気を必要とする電圧に変圧し、各施設に供給するための一切の関連機器等をいう。
浄水場	取水口、制水塔、沈砂池、取水ポンプ、沈澱池、薬品注入設備、調整池、配水ポンプ、二次汚泥池、濃縮槽、脱水機を含む浄水施設 浄水処理能力 500,000 (m ³ /日)
取水・配水ポンプ設備	大庭浄水場に設置されている以下の取水・配水ポンプ等をいう。 ①取水ポンプ：170kW×2台、180kW×4台 ②取水ポンプ（将来）：220kW×2台、400kW×2台 ③配水ポンプ：230kW×2台、500kW×1台、600kW×1台、770kW×2台 ④その他動力設備・照明設備 一式
商用電源	電力会社から供給される電源をいう。
事業者	本事業の受注者をいう。
整備工事	非常用発電施設の設計、施工業務をいう。
維持管理業務	整備工事により完成した非常用発電施設の安定した維持等を目的とする点検、補修及び修繕業務の一切をいう。
点検	定期点検及び調整、動作確認、グリスアップ等の点検の一切をいう。
修繕	非常用発電設備の故障に対する、機能復旧業務の一切をいう。
補修	オーバーホール及び分解点検等、非常用発電設備の機能を維持するために必要な整備業務の一切をいう。
機器台帳	大阪広域水道企業団の「保全・図面情報管理システム」においてデータベースに機器情報を入力するための台帳（エクセルの表形式）をいう。

2. 適用

本業務要求水準書は、大庭浄水場 非常用発電施設整備維持事業において大阪広域水道企業団が事業者を求める業務の基本的内容について定めるものであり、提案者はこの内容を満足する最適な技術提案を行うこと。

3. 業務内容

大庭浄水場は、工業用水の浄水場として浄水処理能力 500,000 (m³/日) を持ち、浄水処理は守口市の庭窪浄水場にて運転監視を行い、送水運用については東大阪市の送水管理センターから運転監視を行っている浄水施設である。

本事業は、大庭浄水場において商用電源供給停止の非常時であっても、254,000 (m³/日) の浄水処理及び配水運用が行える電源を確保するため、非常用発電施設の整備維持事業を実施するものである。

本件において大阪広域水道企業団が事業者を求める業務は、非常用発電施設の整備工事と維持管理業務であり（表－1）のとおりである。なお、これら業務の契約においては、それぞれ契約後、受発注者間の協議により総価契約の内訳として単価を合意しておく「総価契約単価合意方式」を採用する。なお、合意の時期は整備工事、維持管理業務ともに工事着手までとする。

（表－1） 業務概要

No.	業務の種類	業務内容
1	整備工事	非常用発電施設の設計、施工（建屋の建設、既設設備の撤去等を含む）
2	維持管理業務	非常用発電施設の維持管理（点検、補修及び修繕を含む）

4. 事業期間

（1）大庭浄水場 非常用発電施設整備工事

契約締結日から令和6年12月13日まで

（工事目的物（非常用発電施設）の引き渡し以降、既設設備の撤去を行う）

（2）大庭浄水場 非常用発電施設維持管理業務

令和7年1月4日から令和21年12月28日まで

5. 基本条件

（1）施設の立地条件

- ① 所在地：大阪府守口市佐太中町二丁目33番91号
- ② 設置個所：大庭浄水場内（別途添付資料－1参照）
- ③ 用途地域：準工業地域
- ④ 防火地域：準防火地域

(2) 非常用発電施設

① 目的

商用電源の供給停止時に大庭浄水場において 254,000 (m³/日) の浄水処理及び配水運用に必要な電力を供給する。

② 非常用発電設備の規格

発電方式 : 他施設から燃料、電力等の補給なく発電可能な方式

発電機合計出力 : 4,000 (kVA) 以上

構成 : 複数台数の発電機で構成する場合は、それぞれの発電機の容量は同一とする。

※本非常用発電設備の負荷は、(表-2)のとおりである。非常用発電設備の出力 4,000(kVA)は、(表-2)をもとにポンプ等施設の起動電流及び余裕を考慮した上で、別途添付資料-39の発電機容量計算式によって算出している。

また、発電機出力は設置場所の環境を考慮したうえで設計すること。

(表-2) 非常用発電設備 負荷リスト

項 目	現 状				備 考
	電 圧 (V)	容 量 (kW)	台 数	容 量 (kW)	
1 薬注設備・雑動力・ 本館保安電力	210	89.40	—	89.40	
2 沈澱池動力	210	25.00	—	25.00	
3 沈澱池保安電力	210-105	15.80	—	15.80	
4 排水処理棟保安電力	210-105	2.70	—	2.70	
5 配水ポンプ棟保安電 力	210-105	5.00	—	5.00	
6 取水ポンプ棟保安電 力	210-105	5.00	—	5.00	
7 非常用発電施設補機 動力(想定)	210	50.00	—	50.00	
8 非常用発電施設保安 電力(想定)	210-105	5.00	—	5.00	
9 No. 1, 2, 3配水ポンプ	3,300	230.00	2	460.00	
10 No. 4, 5配水ポンプ	3,300	770.00	1	770.00	
11 No. 6, 8配水ポンプ	3,300	500.00	1	500.00	
12 No. 1, 2取水ポンプ	3,300	170.00	1	170.00	
13 No. 3, 4, 5, 6取水ポン プ	3,300	180.00	1	180.00	

14	No. 1, 2 取水ポンプ (将来)	3,300	220.00	1	220.00	
15	No. 3, 4 取水ポンプ (将来)	3,300	400.00	1	400.00	

③ 燃料

燃料は石油系燃料とすること。

④ 燃料タンク

非常用発電設備の定格出力時の状態で、燃料無補給で6時間以上の連続運転が可能である容量を持つこと。

⑤ 冷却水

冷却水が必要な場合は、冷却水が無補給で非常用発電設備の定格出力時の状態で、6時間以上の連続運転が可能である施設とすること。

⑥ 連続運転時間

6時間以上

⑦ 配電方式等

配電方式：交流3相3線式（1回線）

供給電圧：3.3（kV）

周波数：60（Hz）

⑧ 建屋及び建築付帯設備

8.（3）を参照の上、関係法令、基準等を遵守すること。また、非常用発電設備運転時に周辺環境に影響を与えることの無いようにするとともに、埋設物についても十分調査を行い、建屋及び付帯設備の設置に関しては十分な検討を行うこと。

6. 整備工事及び維持管理業務の内容と業務水準

（1）整備工事

非常用発電施設の整備にあたっては、非常用発電施設建屋建築工事、非常用発電設備設置工事等全てについて行うこと。

① 詳細設計書

本事業の施工にあたっては、契約後、数量計算書と合わせて詳細設計書（仕様書、製作図、施工図、計算書、施工要領及び検討書等）を提出し、事前に監督職員の承諾を得ること。提出部数は2部とする。

② 準拠規格

非常用発電施設は大阪広域水道企業団請負工事及び委託必携（最新版）に基づき設計すること。

ただし、記載無き事項については地方共同法人日本下水道事業団「電気設備工事一般仕様書・同標準図」（最新版）に準拠し、設計すること。

③ 発電方式

発電方式は他施設から燃料、給水及び電力等の補給なく発電可能なものとし、商用電源の供給停止時には、速やかに稼働できるような設備であること。なお、その際に非常用発電機が起動し電圧確立がなされた後は、非常用発電機補機等へは自己給電できる設備であ

ること。

また、維持管理等に要する部品調達が容易に行えるよう、その構成機器について留意すること。

④ 起動方法等

大庭浄水場で商用電源の供給が停止した場合には、自動にて非常用発電機設備が起動するよう自動起動設備を設けるとともに、大阪広域水道企業団職員の手動による起動、停止についても可能であること。

商用電源復旧時における非常用自家発電設備からの切戻しについては、同期投入が行え、また、浄水場の停電を伴わない設備構成とすること。

⑤ 給電方法

非常用発電施設から大庭浄水場本館・ポンプ棟1階電気室の既設高圧盤へ配線すること。

⑥ 監視制御

非常用発電施設現場操作盤、大庭浄水場中央管理室及び庭窪浄水場中央管理室で手動及び自動による非常用発電設備の起動、停止操作等の監視制御が可能であること。また、送水管理センターにおいては、状態監視（起動・停止・故障等）が可能であること。なお、大庭浄水場中央管理室及び庭窪浄水場中央管理室並びに送水管理センターの当該施設に係る監視制御設備は別途工事とするが、取合いに必要な状態、故障、計測及び制御信号は、本整備工事において大庭浄水場中央管理棟3階中継端子盤まで配線工事を実施すること。

ただし、中継端子盤より上位の配線工事は別途工事とする。

⑦ 排煙設備

非常用発電設備の運転で発生する排煙が周辺環境へ影響を与えないよう検討し、その対策を行うこと。

⑧ 消音設備

本事業で設置する非常用発電施設において、騒音規制法、振動規制法及び大阪府生活環境の保全等に関する条例に規定される特定施設については、浄水場周辺の用途地域を十分調査の上、規制基準を遵守すること。

⑨ 燃料タンク

消防法等関係法令を遵守すること。また、燃料小出槽を設置する場合は防油堤などの漏油対策を施すこと。なお、整備工事完成時は燃料タンクの規定容量まで給油しておくこと。

⑩ 放送、電話設備

電話設備については、既設電話交換機と接続し、室内から内線での通話が可能なよう内線電話を設置すること。また、同様に大庭浄水場の既設場内通信網設備（PHS電話）のアンテナを増設し、建屋内での使用が可能とすること。

放送設備については、室内において場内一斉放送が可能とすること。

⑪ 非常用発電設備 建屋建築工事

非常用発電設備を収納するための建屋及び付帯設備について建築工事一式を施工するものである。

ア 建屋等の構造物

建屋等の構造物については、事業期間終了後も同一構造物内において非常用発電設備

の更新が可能なものとする。また、使用目的により建屋内にて、適切な区画を設けること。

同構造物については、大規模な地震に対して「官庁施設の総合耐震計画基準及び同解説」（最新版）（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）に準拠し、本事業にて建設する構造物全ての耐震安全性の分類をⅡ類、重要度係数を1.25とすること。また、免震、制震構造等を用いて同等の性能を確保することも可とする。

※「最新版」とは、公告時点で公表されている最新のものをいう。

※「建築物の耐震安全性の分類：Ⅱ類、重要度係数：1.25」とは、大地震後、構造物の大きな補修をすることなく建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて機能確保が図られているレベルの構造をいう。

イ 浸水対策

建屋等について、G L + 1.0 程度に対して浸水しない構造（O. P. + 7.2m以上確保）とすること。

ウ 付帯設備

建屋内は必要に応じて、消防、照明、空調、換気及び給排水等の設備を設けること。また、建屋周辺の植栽については必要に応じて移設等を行うと伴に維持管理性を考慮し、舗装、排水、照明等について整備すること。

⑫ 非常用発電設備 設置工事

非常用発電設備の設置にあたっては、原動機、発電機本体並びにこれに係わるタンク類、ケーブル、配管類等の維持管理及び更新に配慮すること。

また、設備機器の耐震性については、日本建築センターの「建築設備耐震設計施工指針」による設計用標準震度の適用を「耐震クラスS」とする。また、設置階層に応じた数値を適用すること。なお、免震、制震構造等を用いて同等の性能を確保することも可とする。

⑬ 既設コージェネレーション設備及び浄水発生土乾燥機設備の撤去

非常用発電設備の整備後、既設コージェネレーション設備及び浄水発生土乾燥機設備を撤去すること。なお、既設撤去範囲は添付資料-23~37の撤去参考図に示す範囲とする。また、撤去跡の仕上げについては事業者の提案によるものとする。

⑭ 商用電源とのインターロック

非常用発電設備と商用電源とのインターロック設備を設けること。なお、本整備工事において必要な既設変電設備の改造については別途工事とする。

⑮ 既設構造物の防護等

整備工事に支障となる使用中の構造物（本館、ポンプ棟及び排水処理棟など）について必要な防護を行うこと。防護にかかる費用は事業者の負担とする。

⑯ 工事車両の通行

工事期間中は、車両の通行が安全で円滑に行えるよう対策を行うこと。また、他工事の工事車両についても、互いに協議、調整を行い安全で円滑な通行が出来るよう対策を行うこと。

⑰ 近接工事

本工事の施工時期に、大庭浄水場内で以下の工事が予定されているため、必要に応じて

協力し、安全に工事を行うこと。特に濃縮槽築造工事は近接工事となるため、施工にあたっては十分に配慮すること。

- ・調整池及び配水ポンプ棟更新工事（土木・設備）
- ・濃縮槽築造工事（土木・設備）
- ・その他関係工事、点検業務等

⑱ 建築基準法等の法令に基づく手続き等

事業者は、建築工事（非常用発電施設建屋）については、建築基準法等の法令に基づく計画通知の手続きを行わなければならない。

事業者は、建築基準法等に基づく工事監理を行わなければならない。

⑲ その他

建屋建築工事等については、原則として「公共建築工事標準仕様書（最新版）」（国土交通省大臣官房営繕部監修）に準拠するものとする。

電気、機械設備工事等については、原則として「大阪広域水道企業団請負工事及び委託必携 設備工事共通仕様書（最新版）」（ただし、付属書3については適用除外）に準拠するものとする。

⑳ 完成図書の作成

事業者は本事業にて整備した非常用発電施設について、下記のとおり「建築工事」、「設備工事」それぞれについての完成図書を提出すること。

ア 建築工事

「大阪広域水道企業団請負工事及び委託必携 完成図作成要領（最新版）」に従って編集し、以下の資料を提出すること。

- i 完成図原図（マイラー A 1 サイズ） 1 部
- ii 完成図原図（第二原図 A 3 サイズ） 1 部
- iii 完成図 C A D データ
（JWW 形式及び DXF 形式の CAD データを記録した CD-R 等の電子媒体） 2 部
- iv 完成図二つ折り製本（A 1 サイズ） 2 部
- v 完成図二つ折り製本（A 3 サイズ） 4 部

イ 設備工事

「大阪広域水道企業団請負工事及び委託必携 設備工事共通仕様書（最新版）」の製本要領に従って編集し、提出すること。また、C D - R については「電子化完成図書作成の手引き」に従い作成すること。

- i 完成図書 4 部
- ii C D - R 2 部
- iii 決定図書施工図
（JWW 形式及び DXF 形式の CAD データを記録した CD-R 等の電子媒体） 2 部
- iv 機器台帳作成 1 式

（2）維持管理業務

① 非常用発電施設の維持管理

事業期間にわたり、事業者が入札時に提案した性能を維持するよう、また関係法令等に基づいた適切な維持管理を行うこと。

② 非常用発電施設の維持管理業務の範囲

維持管理業務の範囲については、原則として事業者が施工した非常用発電設備、建屋及び付帯設備等、施設の全てを対象とする。

③ 非常用発電施設の点検、補修計画

事業者は技術提案書で提案した維持管理計画に基づく最低限の点検、補修並びにそれ以降必要であることが判明した点検、補修を行うこと。

点検、補修を行う際は、前年度の大阪広域水道企業団が指定する期日までに、業務計画書を提出し監督職員の承諾を得るとともに、点検、補修に要する費用等の詳細な資料を大阪広域水道企業団に提出すること。

また、事業の目的とする非常時に発電設備が運転できるよう予防保全のための補修計画を策定すること。なお、補修及び修繕に必要となる部品、機材にかかる費用の全ては本維持管理業務に含むものとする。

④ 燃料補給

事業者の点検等による定期運転などにより消費した燃料は事業者の費用負担において補給するものとする。

ただし、非常時対応運転により消費した燃料の補給は、本事業の範囲外とする。

⑤ 燃料劣化対策

非常時に発電設備が円滑に稼働するように、燃料の劣化には十分に留意すること。

⑥ 日誌等の提出

維持管理業務に必要な点検報告書等その他大阪広域水道企業団が求める書類を作成し提出すること。なお、様式及び項目については大阪広域水道企業団の承諾を得るものとする。

⑦ 事業期間終了時の状態

事業期間の終了時まで、本業務要求水準書及び提案書に沿って適切に維持管理業務を行い、事業終了時においても、非常用発電施設が正常に運転可能な状態であること。なお、「正常に運転可能な状態」とは、「本業務要求水準書に定める必要な電力を発電し連続運転時間以上の運転が可能であること。」とする。

⑧ 作業員の資格

本設備に習熟し、かつ法令等により定められた取扱資格をもっている者を配置すること。

⑨ 廃油等

維持管理業務にて発生した廃油等は、事業者の責において適切に処理すること。

⑩ 支給品

維持管理業務で大阪広域水道企業団が支給するものは次のとおり。

ア 維持管理に必要な照明、空調、換気設備等を稼働させる電力。

イ 手洗い等に必要な上水。

ウ その他大阪広域水道企業団が必要と認めるもの。

事業者は毎月の使用量について大阪広域水道企業団へ報告すること。

なお、その他維持管理業務を実施するにあたって必要な測定機器、用具等は事業者が準備すること。

⑪ 講習会の実施

大阪広域水道企業団の職員に対して、非常用発電施設について、年に1回以上、設備の実動試験を含めた講習会を実施すること。

7. モニタリング

(1) 目的

大阪広域水道企業団が、本業務要求水準書に定めた維持管理業務に関する業務要求水準書及び技術提案書を達成していることを確認するために行うものである。

(2) モニタリング方法

大阪広域水道企業団は、業務の実施状況を確認するための定期モニタリング及び随時モニタリングを実施する。定期モニタリングは、日誌等に基づきモニタリングを行う。随時モニタリングは大阪広域水道企業団が必要に応じて事業者が行う業務の実施状況を現地にて確認する。その場合には事業者は立会うものとする。

大阪広域水道企業団が行うモニタリングの結果、業務の実施状況が業務要求水準書及び技術提案書を満たしていないと認められるときは、大阪広域水道企業団は事業者との協議ののち改善措置をとることを求める。

事業者は大阪広域水道企業団より改善措置を求められたときは、速やかに改善措置をとるとともに、その結果を大阪広域水道企業団に報告しなければならない。

8. 業務遂行上の留意点

(1) 故障時の対応

① 故障等

非常用発電設備運転時に故障等が生じた場合には、早急に現地調査体制を確保し、速やかに復旧するよう対応すること。

② 大阪広域水道企業団への連絡

非常用発電施設が通常の機能を損ない、又は損なうおそれのある場合は速やかに大阪広域水道企業団へ連絡すること。

(2) 業務要求水準書に記載されていない事項

業務要求水準書に記載されていない事項であっても、本事業を遂行していくうえで当然必要と認められる事項（法令の届出等）については、事業者の責任において実施すること。

(3) 法令、基準等の遵守

この事業を実施するにあたって、関係する法令、基準等を遵守すること。

① 事業に関する主な法令等

- 建築基準法（昭和25年法律第201号）

- 都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）
- 消防法（昭和 23 年 7 月 24 日法律第 186 号）
- 振動規制法（昭和 51 年 6 月 10 日法律第 64 号）
- 騒音規制法（昭和 43 年 6 月 10 日法律第 98 号）
- 大気汚染防止法（昭和 43 年 6 月 10 日法律第 97 号）
- 電気事業法（昭和 39 年 7 月 11 日法律第 170 号）
- 労働安全衛生法（昭和 47 年 6 月 8 日法律第 57 号）
- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）
- 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 12 年法律第 104 号）
- 大阪府生活環境の保全等に関する条例（平成 6 年 3 月 23 日条例第 6 号）
- 守口市民の環境をまもる基本条例（昭和 52 年 3 月 25 日条例第 19 号）

② 事業に関する主な基準等

- 水道施設設計指針（最新版）（公益社団法人 日本水道協会）
- 公共建築工事標準仕様書（最新版）（国土交通省大臣官房営繕部監修）
- 官庁施設の総合耐震計画基準及び同解説（最新版）（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- 大阪広域水道企業団請負工事及び委託必携（最新版）（大阪広域水道企業団）
- 電気設備工事一般仕様書・同標準図（最新版）（地方共同法人 日本下水道事業団）
- 建築設備耐震設計施工指針（一般社団法人 日本建築センター）
- 自家用発電設備耐震設計のガイドライン（最新版）（一般社団法人 日本内燃力発電設備協会）

（４）有資格者等の配置

本事業の遂行に必要な資格については、事業者の責任において取得するものとし、その費用についても事業者が負担するものとする。

（５）環境への配慮

① 騒音、振動、排出ガス対策

設備の設計、施工及び維持管理に当たっては、関係法令を遵守するとともに周囲の生活環境を損なうことのないようにすること。

② 交通安全対策

建設工事関係車両及び場内の再生品運搬等の通行に当たっては、適切な交通安全対策を講じること。

③ 周辺地域に対する配慮

本事業にて建設する構造物については、場内施設と調和した外観を保つこと。

（６）場内作業の安全対策

① 安全管理、事故防止等

本事業の実施に当たっては、安全管理、事故防止に努めるため、必要な措置を講じること。

② 第三者の侵入阻止

事業用地内に第三者が自由に侵入することがないように、出入口の施錠を確実に行うなど

必要な措置を講じること。

(7) その他

- ① 本事業に係るリスク分担については、資料－A「リスク分担表」によること。
- ② 大庭浄水場内での作業にあたっては、資料－B「補足仕様書」によること。

資料－A リスク分担表

		リスク各項目		リスク負担者		
	リスクの種類	リスク内容		企業団	事業者	協議
共通事項	法令等の変更リスク			○		
	第三者賠償リスク (住民からの苦情等も含む)	騒音・振動・臭気・排煙・廃棄物等に関するもの。 (苦情処理も含む)	非常用発電施設の建設時		○	
			非常用発電設備の運転時		○	
	火災に対するリスク	不可抗力による火災。		○		
		事業者の原因による火災。			○	
		企業団の原因による火災。		○		
	事業の中止、延期に関するリスク	事業放棄、破綻、業務不履行等の事業者側に原因がある場合。			○	
		債務不履行等の企業団側に原因がある場合。		○		
	業務要求水準の未達成のリスク	企業団が要求する業務要求水準に不適合な場合。			○	
		企業団が原因で、要求する業務要求水準に達しない場合。		○		
想定を上回る地震（震度6弱を超える）等の不可抗力的な原因にて要求する業務要求水準に達しない場合。		○				
建設関係事項	非常用発電施設の計画・設計リスク	入札時の提案内容に問題があり、追加工事が必要となる場合。			○	
	建設時の性能リスク	企業団の指示により、機器の基本仕様が入札時の提案内容から変更となる場合。		○		
		事業者の都合により、機器の基本仕様が入札時の提案内容から変更となる場合。			○	
	施工管理リスク	非常用発電施設の整備工事の工程が事業者の都合により完成が遅れた場合。			○	
		非常用発電施設の整備工事の工程が企業団の都合により完成が遅れた場合。		○		
		非常用発電施設の整備工事の工程が周辺住民の対応等により完成が遅れた場合。				○
機器等損傷リスク	不可抗力等により非常用発電施設等に損傷を生じた場合。				○	
維持管理関係事項	設備保全リスク	非常用発電施設の修繕費。			○	
		不可抗力等により生じた修繕費。				○
	機器等損傷リスク	非常用発電施設の点検、補修の不備が原因で設備等に損傷を与えた場合。			○	
		非常用発電施設を企業団の原因で設備等に損傷を与えた場合。		○		
	不可抗力等により非常用発電施設に損傷を生じた場合。				○	
人身事故によるリスク	事業者の労務管理上の責任に起因するもの。			○		
	上記以外の原因によるもの。				○	
す 将来 に 関 する 事項	物価変動リスク	供用開始後のインフレ・デフレ（維持管理業務に相当する部分）。				○
	事業終了時の業務引継リスク	事業終了に伴う非常用発電施設引継ぎ時の状態。			○	

※建設工事期間中のリスク負担については建設工事請負契約書を適用する。

補足仕様書

(総則)

第1条 本補足仕様書に定めのない事項で、工事及び測量・設計業務に関する事項については大阪広域水道企業団発行の「請負工事及び委託必携（最新版）」、委託役務業務に関する事項については大阪広域水道企業団発行の「委託役務業務必携（最新版）」、建築に関する事項については上記のほか、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の「公共建築工事標準仕様書」の定めによる。

大阪広域水道企業団発行の「請負工事及び委託必携（最新版）」、「委託役務業務必携（最新版）」については、大阪広域水道企業団ホームページの「入札・契約・物品調達」>入札・契約・検査に関する要綱、基準等」よりダウンロードすることができる。

○大阪広域水道企業団「入札・契約・物品調達」

URL (https://www.wsa-osaka.jp/jigyosha/nyusatsu_keiyaku/yokokijun.html)

(庭窪浄水場作業心得の遵守)

第2条 受注者（工事請負者も含め、以下「受注者」という。）は、大庭浄水場又は庭窪浄水場（以下「場内」という。また、これらに導水管路等も含め「場内等」という。）で業務を実施するにあたっては、「庭窪浄水場作業心得」（別紙1）を遵守しなければならない。

- 2 受注者は、場内等での業務の着手前に、場内等で業務に従事する者全員に対して、庭窪浄水場作業心得及び場内等の施設に関する知識等について十分な教育を行わなければならない。

(安全協議会への入会)

第3条 場内等での作業の期間が1か月以上に及ぶ業務を行う受注者は、原則として、庭窪浄水場安全協議会に入会しなければならない。入会のうへは、会則（別紙2）を遵守し、業務遂行の安全確保に努めなければならない。

(環境保全活動への協力等)

第4条 受注者が業務の実施に伴い、場内等あるいはその周辺に騒音、振動、悪臭等、環境に著しい影響を与えた場合又は与えるおそれがある場合は、速やかに監督職員と協議したうえで対策等を実施しなければならない。

- 2 受注者は、業務に関連して使用するガス、水道、電気については極力節約して使用するなど、省資源・省エネルギーの実践に努めなければならない。
- 3 業務に関連して発生した廃棄物については、原則として受注者にて適正に処分を行うものとする。それ以外の撤去品等は、監督職員と協議のうえ、受注者の負担により、本場の管理する置き場へ運搬し、適正に整理、集積しなければならない。

(作業員名簿の提出及び名札の着用)

第5条 受注者は、事前に場内等での業務に従事する作業員等を定め、名簿（以下「作業員名簿」という。）を作成し、監督職員に提出しなければならない。また、その者を変更、追加する場合は、その都度、作業員名簿を訂正し、監督職員に提出しなければならない。

2 受注者は、作業員名簿に基づいて名札（別紙1の名札様式を参照）を作成し、場内等での業務に従事する者全員に常時着用させなければならない。

(場内等での業務時間、作業終了時等の連絡及び休日等の業務の承諾)

第6条 場内等で受注者が行う業務の時間は、原則として午前9時より午後5時30分までとし、業務終了後は速やかに退場するものとする。

2 作業の開始前及び終了時には、受注者はその旨を監督職員に連絡しなければならない。

3 業務の都合上、土曜日、日曜日、祝日の他、早朝、夜間等、監督職員等が通常の勤務を行わない日又は時間に場内等で業務を行う場合は、受注者は事前に監督職員の承諾を得なければならない。

(現場事務所等の設置等)

第7条 受注者は、場内等に現場事務所、資機材の置き場等を設置しようとする場合は、監督職員と協議のうえ、必要により所定の手続きを行わなければならない。

2 受注者は場内等では、業務区域、資機材置場、通路等を表示板等により明示し、浄水場職員等の巡視、作業等の支障とならないようにしなければならない。

(水道、電気の使用)

第8条 場内で作業の実施のために必要となる水道、電気の供給は、別の定めがない限り、原則として本場より無償で行う。その使用方法等については監督職員と協議しなければならない。

2 受注者は、自己の都合により現場事務所等において、場内の水道、電気を使用する場合は、監督職員に届け出て所定の手続きを行い、自己の負担により施工、使用しなければならない。

3 工所用仮設電源を設ける場合は、監督職員の承諾を得てから使用すること。主幹の配線用遮断器をELBとすること。また、場内コンセントを使用する場合は、ELB付きリールコンセントを使用すること。この場合には、負荷リスト表を提出して、監督職員等の承諾を得ること。

(特殊車両の入場)

第9条 受注者は特殊自動車及び大型車両を場内に入場させる場合は、監督職員に事前にその日時、台数等を届け出、その承諾を得なければならない。

(化学薬品等の使用の制限等)

第10条 受注者は場内等にて洗剤、油類、有機溶剤その他化学薬品等を使用しようとする場合は、監督職員と協議し、その承諾を得なければならない。また、それらが飛散、漏洩した場合には、速やかに監督職員に連絡し、その指示に従わなければならない。

2 化学薬品等の使用に際しての協議には、労働安全衛生法に定める化学物質等安全データシート他、必要により飲料水等への安全性等が確認できる資料を提出しなければならない。

(水と接触する資機材等の安全性の確認)

第11条 原水、浄水と接触する資機材等（ポンプ、消火栓等、水と接触する面積が著しく小さいものを除く）を納入、築造（防水塗装等も含む）する場合は、受注者は材料承認を受けなければならない。材料承認に際してはその材質が「水道施設の技術的基準を定める省令」（平成12年月23日 厚生省令第15号（改正された場合、最新版による））に定める資材設備の材質の基準に適合することを確認できる資料を提出しなければならない。

なお、(社)日本水道協会等の規格その他により、一般的に使用が認められるものについては、監督職員の指示によりその規格等への適合が確認できる資料を提出しなければならない。

(場内での駐車禁止)

第12条 受注者は、原則として、業務関係車両（資材及び業務用具搬入・搬出に供する車両）を除く車両の場内での駐車を禁止する。

(暴力団の排除について)

第13条 受注者は、暴力団を排除するため、大阪広域水道企業団暴力団排除条例、大阪広域水道企業団暴力団排除条例施行規則、大阪広域水道企業団暴力団等排除措置要綱、不当介入対応要領を遵守すること。

暴力団排除に関する条例、規則及び要綱等については、大阪広域水道企業団ホームページの「入札・契約・物品調達」>「暴力団排除関係」よりダウンロードすることができる。

○大阪広域水道企業団「入札・契約・物品調達」>「暴力団排除関係」

URL (https://www.wsa-osaka.jp/jigyosha/nyusatsu_keiyaku/bouhaikankei.html)

(疑義の解釈)

第14条 本補足仕様書等について疑義が生じた場合は、その都度、監督職員と協議するものとする。また、本補足仕様書に明記されていない事項は、監督職員と詳細な打ち合わせを行い、独断で処理してはならない。

(建設業退職金共済制度)

第15条 受注者は、建設業退職金共済制度の対象となる作業員の雇用を予定している場合は、速やかに建退共掛金収納書届、労務計画書、下請業者一覧表等の書類を提出し、本制度の履行に努めること。

(産業廃棄物及び現場発生品)

第16条 受注者は建設廃棄物処理指針（平成22年度版）・建設工事に係る資材の再資源化に関する法律（平成12年5月31日法令第104号）・その他関係法令等を遵守して、撤去品・現場発生材の適正な処理および再資源化を図らなければならない。本工事の施工により発生する現場発生品（撤去品）をスクラップ処理する場合、処理にかかる諸手続き等、関連法規を順守し、受注者の責任において適切に処理すること。

(CORINS の登録)

第17条 共通仕様書「第2部土木工事共通仕様書」第1編1-1-5（CORINSへの登録）のとおりとする。

(部分払金の一次下請への支払確認資料の提出等)

第18条 部分払金の一次下請への支払確認資料の提出等

1. 下請請負金額が3,000万円（建築工事4,500万円）以上で、締結する工事の内、工期が6か月を超えて、かつ部分払いが生じる場合は、一次下請への支払い確認を行うものとする。
2. 受注者は、工事請負契約書第37条第5項の規定に基づく部分払金の請求時に部分払金の一次下請への支払計画書を請求書類に添えて監督職員に提出し、確認を受けること。（様式-1：部分払金支払計画書）
3. 受注者は、2で提出した支払計画書に基づき、一次下請へ支払うこととした代金が、部分支払金受領後、支払計画書に記載の一次下請金支払予定日以降すみやかに、当該一次下請に支払われた事を証明する書類（領収書等）の原本を監督職員に示し、確認を受けた上で、その写しを監督職員に提出し、支払状況の確認を受けること。
4. 3の確認時に下請代金が支払われていない場合、又は手形の手形期間が120日を超えている場合は、一次下請がそれらについて承諾していること証する書類（承諾書）を監督職員に提出すること。
5. 受注者は、本企業団が支払関係資料の確認が必要と判断した場合には、ヒアリングに応じること。

(火災保険等)

第19条 火災保険等については、次のとおりとする。

1. 受注者は、本工事について、建築工事分については建設工事保険を、設備工事分については組立保険を付さなければならない。
2. 加入手続き等
 - (1) 保険の名義は契約者及び被保険者とも受注者とする。
 - (2) 保険金額は、原則、請負金額を保険金額とする。
 - (3) 保険期間については、検査期間等を考慮し工期末より1か月以上長く加入するものとする。
 - (4) 受注者は、保険契約締結後、保険証券の写しを監督職員に提出するものとする。

令和〇〇年度 第〇回 部分払金支払計画書

工事名称	工事			請求日:	令和〇年〇月〇日
受注者	〇〇建設株式会社			支払日:	令和〇年〇月〇日
工期	令和〇年〇月〇日	～	令和〇年〇月〇日	(契約日)	令和〇年〇月〇日
今回請求金額	〇〇,〇〇〇,〇〇〇円			(請負金額)	〇〇〇,〇〇〇,〇〇〇円

工事科目	支払い先				出来高	既支払額	今回支払額		支払合計額	監督員確認欄		
	下請け等の内容 (工事内容)	一次下請等名称	下請契約金額	工期			(上段:支払額 / 下段:支払又は振出(予定)日)			支払計画 確認日	支払状況	
							現金払	手形払			確認日	領収書等
【一次下請】												
土工、		〇〇工務店	×××,×××	自 令和〇〇年〇〇月〇〇日 至 令和〇〇年〇〇月〇〇日	〇〇%	×××,×××	×××,×××		×××,×××			
排水工	カルバート工	〇〇工務店	×××,×××	自 令和〇〇年〇〇月〇〇日 至 令和〇〇年〇〇月〇〇日	〇〇%	×××,×××	×××,×××	令和〇〇年〇〇月〇〇日	×××,×××			
〇〇〇〇工事	〇〇〇〇	〇〇〇	×××,×××	自 令和〇〇年〇〇月〇〇日 至 令和〇〇年〇〇月〇〇日	〇〇%	×××,×××	×××,×××	令和〇〇年〇〇月〇〇日	×××,×××			
〇〇〇〇工事	〇〇〇〇	〇〇〇	×××,×××	自 令和〇〇年〇〇月〇〇日 至 令和〇〇年〇〇月〇〇日	〇〇%	×××,×××	×××,×××	令和〇〇年〇〇月〇〇日	×××,×××			
〇〇〇〇工事	〇〇〇〇	〇〇〇	×××,×××	自 令和〇〇年〇〇月〇〇日 至 令和〇〇年〇〇月〇〇日	〇〇%	×××,×××			×××,×××			
					計							
					合計							

庭窪 3 浄水場内作業心得

注) 3 浄水場とは庭窪・大庭・三島（一津屋・万博を含む）浄水場の総称をいう

1 安全衛生作業の義務

庭窪 3 浄水場（以下「浄水場」という）は府民への飲料水及び工業用水供給の拠点であり、安全・衛生に関する事故の発生は、施設の停止・減水を招き大阪府内一円へ多大な影響を与える。

従って作業を実施する受注者は、労働安全衛生法及び水道法等に係る関連法規を遵守し、事故発生を未然に防ぎ、浄水場の運用業務に支障ないよう作業を行わなければならない。

2 安全協議会

受注者は、別紙「庭窪浄水場安全協議会会則」に基づき協議会活動に協力しなければならない。

なお、監督職員又は施設管理担当者（以下、「監督職員等」という。）が不要と認めた場合は適用外とする。

3 安全教育の実施と周知徹底

受注者は、その管理下にある作業員（自社員、協力業者、輸送業者等の一切）全員に対して安全教育を実施し、浄水場内での作業心得の周知徹底を図らなければならない。

また、場内作業時は、必ずヘルメットを着用すること。

4 環境保全活動への協力等

浄水場においては、環境保全活動を推進しているので、受注者もこの活動に協力しなければならない。

(1) 受注者が業務の実施に伴い、場内等あるいはその周辺に騒音、振動、悪臭等、環境に著しい影響を与えた場合又は与えるおそれがある場合は、速やかに監督職員等と協議したうえで対策等を講じなければならない。

(2) 受注者は業務に関連して使用するガス、水道、電気については極力節約して使用するなど、省資源・省エネルギーの実践に努めなければならない。

(3) 業務に関連して発生した廃棄物については、原則として受注者にて適正に処分を行うものとする。それ以外の撤去品等は、監督職員等と協議のうえ、受注者の負担により、本場の管理する置き場へ運搬し、適正に整理、集積しなければならない。

5 場内作業の曜日及び時間

浄水場内での作業は、万一の事故時に緊急対応が可能な平日作業を原則としているので作業にあたっては下記事項を遵守すること。

(1) 場内での作業は、月曜日～金曜日（ただし、祝祭日を除く）を原則とする。

(2) 作業時間は、午前 9 時 00 分～午後 5 時 30 分までを原則とする。

(3) 上記以外での作業が必要になった場合は、事前に休日又は時間外作業願いを提出し、監督職員等の許可を得なければならない。

6 作業員名簿の提出及び場内への入場

浄水場内への第三者の入場に関しては安全衛生管理の上から制限しており、入場にあたっては下記事項を遵守すること。

(1) 場内作業に従事する作業員については、工事着手前に作業員名簿を提出すること。

(2) 作業員の追加または変更等をする場合は、事前にその名簿を提出すること。

(3) 作業員の場内への入・退場は浄水場正門を使用することを原則とする。

(4) 場内への入・退場の管理は、受注者の責任において行なうこと。

(5) 場内への入・退場に伴う名簿への記入は、受注者の責任において守衛室にて入・退場する者全員に記入をさせること。

7 作業員の名札の着用

受注者は、浄水場内作業に従事する作業員全員に名札（本心得末尾「名札様式」）を常時着用させること。

8 作業関係車両の通行等

- (1) 作業関係車両は、浄水場正門より入退場し、指定した通路を通行すること。
なお、場内交通の円滑化と事故防止のため、必要に応じて他の受注者との協議調整を行うこと。
- (2) 作業関係車両は、指定された場所に駐車すること。また、駐車時はサイドブレーキを確実にかけかつ必要に応じて車止めをすること。停止中のアイドリングは禁止する。
- (3) 場内では、速度15km/h以下で走行すること。
- (4) 作業関係車両が入場する場合は、原則として守衛室にて場内通行証を受領（退場時は、返却のこと）し、車両に明示すること。なお、事前に「工事名等」及び「受注者名等」等を記した入場証が発行されている場合は、それを明示すること。
- (5) 特殊自動車及び大型車両を使用する場合は、事前に日時・台数等を届け出ること。
- (6) 移動式クレーン車で作業するときは、検査証を携帯した車両に限り使用を認める。
- (7) 作業終了後、明日以降の作業のために車両を留め置きすることは原則として禁止する。
やむを得ない場合は監督職員等と協議し指定の場所に留め置きすること。

9 作業員の検便の実施（大庭浄水場のみでの限定作業については除く）

浄水場内での作業に従事する者については、伝染病の病原体保有の有無に関して検査を義務付けているので下記事項を遵守すること。

- (1) 1か月間に場内で延べ5日以上以上の作業を実施する受注者は、原則として場内作業の着手前に受注者の負担により、作業員に水道法第21条に定める健康診断（検便）を実施し、監督職員等によるその結果の証明書を提出しなければならない。また、場内での作業の期間が6か月を超える場合は、6か月毎に検便を実施し、その都度検査証明書を提出しなければならない。なお、場内での作業に従事する日から過去6か月前までの間に、受注者において同様の検便を実施している場合はその結果の証明書をもって検便の実施にかえることができるものとする。
- (2) 検査を実施する項目は、赤痢菌、腸チフス菌、パラチフス菌、腸管出血性大腸菌（O-157）、その他必要により指示する項目とする。
(健水発第1010001号、平成15年10月10日付参照)
- (3) 検査の結果、場内での作業に不適とされた者（陽性反応を示した者）が発生した場合はその結果が良と判断されるまで（陰性反応を示すまで）の間、その者を場内での作業に従事させてはならない。

10 浄水場内での衛生管理

浄水場内での作業に従事する者については、場内の衛生管理の履行を義務付けているので下記事項を遵守すること。

- (1) 場内での用便は指定場所の便所を使用すること。なお、汚損した場合は、直ちに清掃、修繕をすること。場内や許可を得ていない場所での用便は、厳禁とする。違反したものは今後の入場を禁止する場合がある。
- (2) 作業関係現場は常に清潔にすること。なお、作業現場内で発生した不要資材・ごみ等（弁当の空き箱、飲料の空き缶等）は、その日の内に持帰り、場内のごみ置場やごみ箱には捨てないこと。
(指定された場所以外での飲食は禁止する)
- (3) 場内での喫煙は、指定された場所以外は禁止する。
- (4) 場内へ小動物（ペット等）を連れて入場することは禁止する。また、場内に迷い込んだ犬や猫等にえさ等を絶対に与えてはならない。

11 作業現場の整理・整頓

浄水場内では、職員を含め場内巡視及び薬品類の搬入等の業務が日常的に行なわれているので、下記事項を遵守して浄水場の業務に支障のないようにすること。

- (1) 建物・作業現場、材料置場等の整理整頓を励行し、工所用機械器具の安全管理等に努めること。
- (2) 作業現場では工事区域・駐車場・資材置き場・通路等を表示板等により明示し、日常点検に支障のないようにすること。
- (3) 場内への資機材の搬出入は迅速に行い、不要資機材は速やかに搬出し、浄水場の業務に支障をきたさないようにすること。なお、運送会社等を利用して搬入を行う場合は、受注者にて受け取れるよう手配しておくこと。（あて先には工事名等、受注者名、現場代理人又は業務責任者名等及び浄水場担当課名等を明記すること）

- (4) 工事中仮設電源を設置、又は場内コンセントを使用する場合は、書面をもって（接続方法、負荷リストを記載したもの）、監督職員等の承諾を得ること。
工事中仮設電源の設置にあたっては、主幹の配線用遮断器を漏電遮断器とすること。また、場内コンセントを使用する場合は、漏電防止機能付器具を介して、負荷設備を接続すること。
- (5) 洗剤、油類、有機溶剤、化学薬品等が漏洩・飛散した場合は速やかに監督職員等に連絡し、吸着剤等で処理すること。（水洗、洗剤、化学薬品等で処理してはならない）
- (6) 工事中現場事務所等を設置する場合は、建築基準法等関係法令を遵守すること。

12 諸注意事項

- (1) 作業を実施する場合は、作業に適する安全な服装で、必要となる保護帽、保護具等を着用して作業を行うこと。
- (2) 場内では作業に関係のない場所・施設には立ち入らないこと。
- (3) 作業に関係のない施設・機器には触れないこと。
- (4) 場内で洗車をしないこと。
- (5) 場内で業務以外で夜間宿泊をしないこと。
- (6) 所定の場所以外で洗剤、有機溶剤、化学薬品等を無断で使用しないこと。
- (7) 場内で音響機器を使用しないこと。
- (8) 各建屋内に設置している天井クレーンを使用する場合は事前に使用願いを提出し、承諾を受けること。また、運転にあたっては法令を遵守すること。
なお、作業前点検を必ず実施し、点検結果を提出すること。また、目的外使用をしてはならない。

13 その他

浄水処理に影響を与える状況が生じた場合又は生じる可能性がある場合は、監督職員等と協議を行ない、その指示に従うこと。

附則

改訂日：令和元年6月3日

名札様式

No.	
工事名	
受注者名	
写真添付	氏名
	発注担当課・監督職員(施設管理担当者)
⑩	

庭窪浄水場安全協議会 会則

(名称)

第1条 この会は、庭窪浄水場安全協議会（以下「協議会」）と称する。

(目的)

第2条 協議会は、労働基準法、労働安全衛生法及びその他関係法規等を遵守し、会員相互間における連絡調整、その他必要な措置を講じることにより、労働災害の防止及び安全衛生の確保並びに工事、委託業務等（以下、「請負業務」という。）の円滑な進捗を図ることを目的とする。

(実施事項)

第3条 協議会は、以下の事項を行う。

- 1 労働災害防止のための巡視による点検及び改善対策等に関する事項
- 2 安全衛生教育及び関係法規等の周知徹底等に関する事項
- 3 請負業務間の連絡、工程の調整等に関する事項
- 4 その他、本会の目的達成に関する事項

(会員)

第4条 協議会の会員は、庭窪浄水場（大庭浄水場、三島浄水場、一津屋取水場、万博公園浄水施設を含む）の職員及び請負業務の全ての受注者を対象とする。
入会後は、会則を遵守し業務遂行の安全確保に努めなければならない。

(構成)

第5条 協議会の構成は、以下のとおりとする。

- 1 会長は、1名とし庭窪浄水場長をもってあてる。
- 2 副会長は、2名とし浄水管理室長及び受注者代表（ただし、労働安全衛生法第30条第2項による指名を受けた場合はその者）をもってあてる。
- 3 幹事は、5名とし浄水調整課長、整備課長並びに庭窪、大庭、三島・万博の各管理課長をもってあてる。
- 4 会員は、請負業務の受注者とその監督職員又は施設管理担当者(以下、「監督職員等」という。))。

(分会の設置)

第6条 分会は、各浄水場毎に設置するものとし、各浄水場の幹事及び請負業務の受注者とその監督職員等で構成する。

(協議会、全体協議会の開催)

第7条 協議会は、分会毎の定めにより開催するものとする。全体協議会は、会長が必要と認めた場合に開催するものとする。

(会長等の職務)

第8条 会長は、全体協議会を召集し、これを主催する。

- 2 副会長は、会長を補佐する。
- 3 幹事は、協議会を召集し、これを主催するとともに、全体協議会の調整を行う。

(事務局)

第9条 事務局は、庭窪浄水場浄水管理室浄水調整課におく。

(付則)

本会則は、平成23年10月14日改訂する。
本会則は、平成24年 4月 1日改訂する。